

# 令和2事業年度 業務実績説明資料

独立行政法人労働者健康安全機構



## 労働者健康安全機構の概要

**設立** 平成16年4月1日

・独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年設立)と独立行政法人労働安全衛生総合研究所(平成18年設立)が平成28年4月に統合し設立

**独立行政法人の分類** 中期目標管理法人

中期目標期間：5年間

(第4期：平成31年4月1日～令和6年3月31日)

**設立目的** 独立行政法人労働者健康安全機構法第3条(機構の目的)

療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 主な役割

#### ○研究及び試験事業

- ・労働安全衛生研究(労働安全衛生総合研究所) 労働安全衛生の総合研究機関として、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を実施
- ・労災疾病等医学研究 労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、3つの分野に集約化して研究開発を実施

#### ○労働災害調査事業

大規模な労働災害や発生メカニズムが複雑な労働災害等の原因究明のための専門的な調査

#### ○化学物質等の有害性調査事業(日本バイオアッセイ研究センター)

労働者の健康障害防止対策のために、化学物質の有害性調査等を実施

#### ○労災病院事業(労災病院)

労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、両立支援、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供、地域の医療水準の向上に貢献

#### ○産業保健活動総合支援事業(産業保健総合支援センター)

産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動を促進

#### ○治療就労両立支援事業(治療就労両立支援センター(部))

治療と就労の両立支援の事例の収集・分析をした上で医療機関向けマニュアルを作成し、労災指定医療機関等へ普及

#### ○専門センター事業(医療リハビリテーションセンター・総合せき損センター)

重度の被災労働者に対し高度・専門的な医療、リハビリテーションを実施し、被災労働者の社会復帰を支援

#### ○未払賃金立替払事業

事業場の倒産等により未払となった賃金等を事業主に代わって労働者に立替払を実施

#### ○納骨堂の運営(高尾みこころも霊堂)

産業災害殉職者の御霊を奉安する霊堂の環境整備、産業殉職者合祀慰霊式の実施

# 働くことを通じた自己実現支援に向けて

高齢化が進む中、

- ・健康なひとには、健康をどう確保し続けるか
- ・未病<sup>(※)</sup>のひと、病気のひとにとっても、働くことを通じての自己実現を支援



社会の活力の維持、  
向上にも不可欠

## 労働者健康安全機構の役割(目的)

※「未病」：病気でないが健康でもない状態

職業生活を脅かす疾病や事業場における災害に対して、働く人の視点に立って被災した方が早期に職場に復帰し、治療と仕事の両立が可能となるような支援の推進、事業場における災害予防等を当たるとともに、職業性疾病について臨床で得られた知見を活かしつつ、総合的な調査・研究、その成果の普及等を行うことにより、労働者の健康及び安全を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与する

## 治療と仕事の両立支援

## 両立支援コーディネーター

医療機関(主治医、MSW)、企業(産業医、産業保健スタッフ)、患者(家族)に寄り添う両立支援コーディネーターを中心としたトライアングル型サポート体制を拡充



## ○治療や患者支援の推進

- ・疾病を限定せず、全ての疾病を対象として支援を実施
- ・支援事例の収集、蓄積及び分析のため「両立支援データベースシステム」を構築し事例を蓄積(令和2年4月稼働)

## ○企業等に対する支援

- ・産業保健職のいない中小企業等に対し、産業保健総合支援センターにおいて「個別調整支援」を着実に実施
- ・「治療と仕事の両立支援助成金(環境整備コース)・(制度活用コース)」の支給による支援

## ○人材の育成

- ・両立支援コーディネーター基礎研修のオンライン化による養成者数増、受講者の利便性向上
- ・基礎研修修了者のスキルアップと、企業と医療従事者の情報共有のため「事例検討会」を開催

## 産業保健活動支援の強化

産業保健の中核的機関として、機能を充実・強化、事業場における自発的産業保健活動を促進

### ○産業保健活動の充実

- ・保健師資格を有する専門職の配置による産業保健総合支援センターの相談体制強化
- ・メンタルヘルス対策や職場環境改善等に関するテキスト・リーフレットの作成・配布

### ○産業保健関係助成金の充実及び活用促進

- ・心の健康づくり計画や小規模事業場産業医活動等の助成金支給による支援

### ○東電福島第一原発の廃炉作業従事者の健康管理の取組

- ・健康支援相談窓口の運営に係る連携機関拡大
- ・コロナ禍におけるWeb機能の活用

## 研究機能の充実

各施設の強みを活かした研究等を行うほか、機構としての一体的な連携の下で、「勤労者医療の充実」、「勤労者の安全向上」、「産業保健の強化」の実現に寄与する研究を実施

- ・機構内の複数施設による協働研究(労災病院・安衛研・バイオ等のシナジー効果)
- ・労災病院(診療や両立支援等の取組の実践の場、臨床研究機能を有する)
- ・労働安全衛生総合研究所(労働安全衛生に特化した基礎応用研究機能を有する)
- ・日本バイオアッセイ研究センター(化学物質の国内唯一の長期吸入施設)

- ・協働研究、労災疾病等医学研究等各種研究データの収集
- ・データを活用した各種研究の実施、成果の普及

## 労災病院等の運営

- 労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供するとともに、治療と就労の両立支援を図るため、モデル医療技術の開発・普及、社会復帰の促進についての一層の機能強化
- 地域の医療ニーズ等に的確に応え、確固たる運営基盤を確保するため、求められる診療機能(病床機能)等を追求



## 業務実績 評価項目一覧

項目別評定調書	評価項目	頁	実績評価 (自己評価)
<u>1-1-1</u>	労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進【重要度「高」】	4	A
1-1-2	労災疾病等に係る研究開発の推進	7	A
1-2	労働災害調査事業	10	A
<u>1-3</u>	化学物質等の有害性調査事業【重要度「高」】	13	C
<u>1-4</u>	労災病院事業【重要度「高」】	15	A
<u>1-5</u>	産業保健活動総合支援事業【重要度「高」】【難易度「高」】	18	A
<u>1-6</u>	治療就労両立支援事業【重要度「高」】【難易度「高」】	21	S
1-7	専門センター事業	24	B
<u>1-8</u>	未払賃金立替払事業【重要度「高」】	27	A
<u>1-9</u>	納骨堂の運営事業【重要度「高」】	30	A
2-1	業務運営の効率化に関する事項	33	B
3-1	財務内容の改善に関する事項	35	B
4-1	その他業務運営に関する重要事項	38	B

# 評価項目No. 1-1-1 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R1年度: A)

重要度 高

## I 中期目標の内容

- 労働安全衛生の総合研究機関として、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化し、行政課題を踏まえた「プロジェクト研究」、「協働研究」、「基盤的研究」、「行政要請研究」、「過労死等に関する調査研究等」を確実に実施すること。
- 総合的な企画調整等を行う部門において、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化すること。
- 研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。  
(指標) ・外部評価において、研究成果について平均点3.25点以上の評価を得ること。⇒類似する研究に係る実績を踏まえ設定。  
・研究報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けること。⇒類似する研究に係る実績を踏まえ設定。
- 労働者の健康及び安全に対する研究成果の普及・活用を一層図ること。  
(指標) ・中期目標期間中の法令等の制改定等への貢献数は、50件以上とすること。⇒第3期中期目標期間中の目標水準(年10件)を踏まえ設定。  
・中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス総数を1200万回以上とすること。⇒第4期中期目標策定時の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。

### 【重要度「高」の理由】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることで、労働災害の減少に結び付くため。等

## II 指標の達成状況

目標	指標	令和2年度		令和元年度
		実績値	達成度	達成度
研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映する。	外部評価における研究成果の評価 (目標 平均点3.25点以上)	3.99点	122.8%	117.2%
	厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究報告書割合(目標 80.0%以上)	100.0%	125.0%	125.0%
調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連する基準等の制定及び改正等に積極的に貢献する。	法令・基準の制改定等への貢献 (目標 10件以上)	16件	160.0%	180.0%
調査及び研究の成果について、原則としてホームページに掲載する。	ホームページアクセス数 (目標 240万回以上)	310万回	129.3%	123.3%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析(分類:①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
外部評価における研究成果の評価 (目標 平均点3.25点以上)	② 研究の実施前後(必要に応じて実施中)に厚生労働省政策担当部門との意見交換を密に行い、行政への貢献度が高くなるように努めた。さらに、第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映することで研究成果の向上に努めた。
厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究報告書割合(目標 80.0%以上)	② 研究の実施前後(必要に応じて実施中)に厚生労働省政策担当部門との意見交換を密に行い、担当研究者が政策上の課題、問題意識を十分に理解し、研究業務に反映することで研究成果の向上に努めた。 報告書の記載に当たっては、結論をとりまとめるだけでなく、今後の方針について検討しやすい取りまとめ・分析に努めた。 研究の結果については、その効果が社会に貢献できるかひいては政策に還元されるかどうか、研究開始前の想定と異なることもあることから、目標の変更は行わない。
法令・基準の制改定等への貢献 (目標 10件以上)	② 厚生労働省政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。 法令・基準の制改正等のタイミングによっては、研究成果が即座に制改正等に直結するとは限らないため、目標の変更は行わない。
ホームページアクセス数 (目標 240万回以上)	② 研究業績・成果等を必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開するなど、閲覧者の利便性向上に努めた結果、アクセス数を確保することができた。 また、安衛研ホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)において論文全文を公開し、研究者等に広く流布することに努めた。 一部の研究についてSNSで話題となり、その影響でアクセス数が一時的に伸びたことから、目標の変更は行わない。

### Ⅲ 評定の根拠

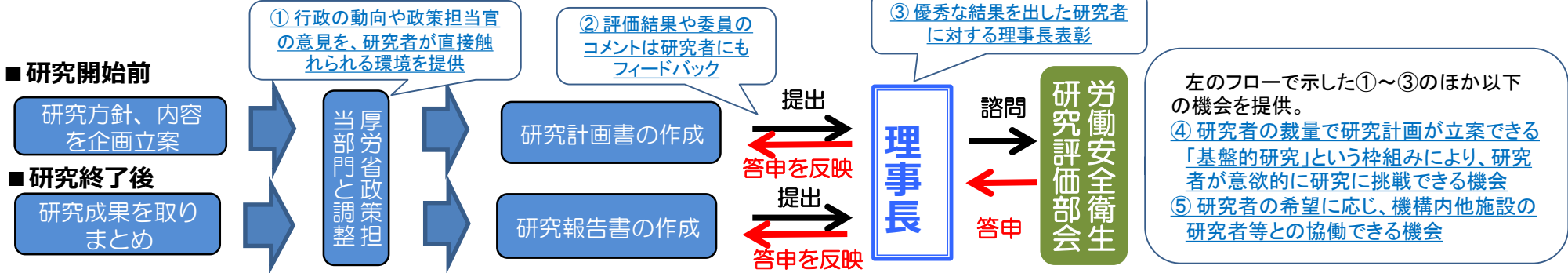
根 拠	理 由
研究業務の着実な実施と貢献	目標の指標をいずれも上回ったほか、要請に応じ厚生労働省等の検討会への委員としての参加や資料提供等に対応し、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第89号)等国の労働衛生施策の策定に貢献した。研究者がこのような機会に積極的に参加することによって行政の動きや考え方を理解し、またそれらを研究に活かすことでより一層労働安全衛生政策の企画立案に貢献できるものとする。
	今後行政施策により貢献するため、機構内複数施設が協働で研究を行い、その相乗効果を発揮できるよう基盤整備を進めているところであり、令和2年度は労災病院をフィールドとした協働研究を行えるよう病院への啓発や院内環境の調整を行った。



# 参考事項

## 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表

- 評価対象となる研究に精通した第三者で構成される労働安全衛生研究評価部会による、事前評価、事後評価及び中間評価をプロジェクト研究(7課題)、協働研究(5課題)、行政要請研究(6課題)で実施(令和2年度は12月11日、12月25日、1月14日、1月15日に開催した。)
- 下記の通り、「研究の適正かつ客観的な評価」、「労働安全衛生政策に資する研究の実施」のほか、「研究者が納得し、意欲をもって研究ができる環境の整備(下図の①～⑤を参照)」を並立させるスキームを設けている。



## 【協働研究（令和2年度実施中および令和3年度に向け準備中の主な研究）】

- 第4期中期目標期間では、機構内の複数施設が協働で研究を行っていくよう体制を整備し、これに基づいた研究(4課題)を実施している。

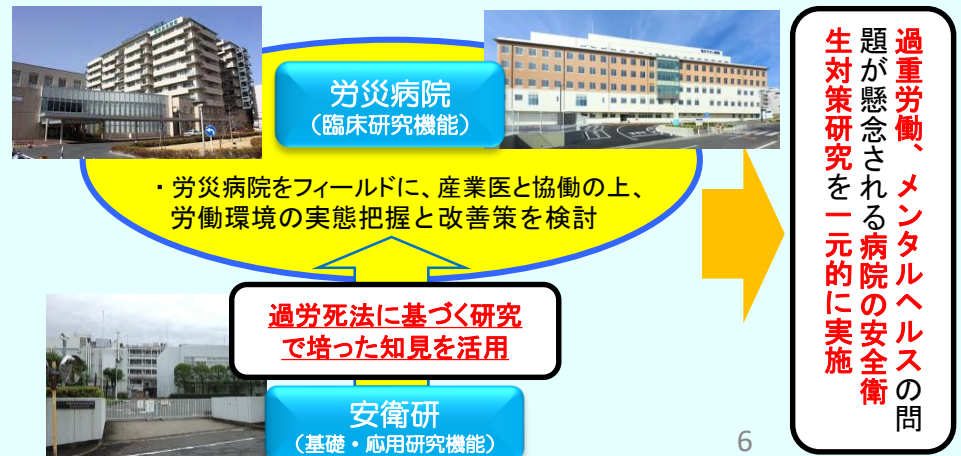
### 【実施中】

#### せき損等職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究



### 【R3開始予定】

#### 病院における労働環境の実態把握及び円滑な業務運営につなげる安全衛生対策研究



# 評価項目No. 1-1-2 労災疾病等に係る研究開発の推進

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R1年度：A)

## I 中期目標の内容

1. 労働災害の発生状況等を踏まえ、「職業性疾病等の原因、診療及び治療」、「労働者の健康支援」、「労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化」の3領域について、時宜に応じた研究に取り組むために、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。
2. 労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。
3. 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組むこと。
4. 研究成果については、原則としてホームページに掲載すること。  
(指標)
  - ・中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス総数を1200万回以上とすること。⇒第4期中期目標策定時の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。

## II 指標の達成状況

目標	指標	令和2年度		令和元年度
		実績値	達成度	達成度
・労働災害の発生状況を踏まえ、協働研究と連携を図りつつ、研究を行う。 ・研究の成果については、原則としてホームページにおいて公開する。	ホームページアクセス数(目標 240万回以上)	310万回	129.3%	123.5%

要因分析(実績値/目標値が120%以上又は80%未満)

指標	要因分析(分類:①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
ホームページアクセス数	② 調査及び研究の成果等をホームページで公開するとともに、国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、情報誌「産業保健21」に研究成果の掲載するなどPRIに努めた。 ③ 情報誌「産業保健21」に掲載した「深夜勤務者のための食生活ブック」がSNSで話題となり、取材対応を行うなどの結果、ホームページアクセス件数が伸びた。 指標については③外部要因としてのSNSでの話題の影響により、アクセス数が一時的に伸びたことから、目標の変更は行わない。



### Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
労災疾病等に係る研究開発の推進及び行政機関への情報提供	<p>石綿関連疾患の一つである「良性石綿胸水」は現在のところ診断基準や労災認定基準がないため、労災疾病等医学研究において症例を収集し、診断基準案を策定した。診断基準案を英語論文化したところ、日本産業衛生学会の英文医学誌「Journal of Occupational Health」に採用され、産業医学の分野で評価を得た。</p> <p>本研究によって得られた医学的知見は、被災労働者の迅速・適正な労災保険給付につながるものであることから、この成果を厚生労働省に提供しているところである。</p>
過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法について事業場への普及啓発等	<p>時宜に応じ開発した労働者の健康・安全に係る予防法・指導法などについて、ホームページ掲載、メールマガジン、雑誌への掲載だけでなく、産業保健総合支援センターを介し、確実に産業医、労務担当者に届くよう研修等で配付した。</p> <p>実際に産業医等が保健指導の場面で利用いただいている「深夜勤務者のための食生活ブック」については、産業保健スタッフの中で話題となったことがきっかけで、SNSで大反響となった。メディアの取材を受けるなど普及に努めた結果、多くの産業医、勤労者に活用いただく形となり、勤労者の健康確保につき社会的に大きな影響を与えた。</p>
病職歴データベースを活用した研究の実施	<p>全国の労災病院に入院した患者の病歴と職業歴を、昭和59年から蓄積した「病職歴調査データベース」を活用し、がん罹患における有害業務と生活習慣の複合影響について研究を実施。</p> <p>この結果、肺がん・すい臓がん、膀胱がんにおいて有害業務と喫煙の複合影響の可能性が示唆される等の所見が得られた。</p> <p>当該研究論文については、日本癌学会発行の英文医学誌「Canser Science2020」に掲載されたことで、産業医や医師に対し、労働者の健康・安全に係る有用な情報を提供することができた。</p>

アスベスト 良性石綿胸水診断基準策定のための臨床研究



◆目的：労災補償の対象疾患である**良性石綿胸水**について、明確な診断基準がないため、新たに**診断基準（案）**を作成する。

◆方法：①全国労災病院において**診断された症例（105症例）**を検討し、胸腔鏡下胸膜生検施行の有無等に着目した**診断基準（案）**を作成する。  
②全国労災病院から、**良性石綿胸水と診断しようとする症例（50症例程度）**を収集し、作成した診断基準（案）の妥当性を検討する。

●良性石綿胸水の**診断基準（案）**を作成し、診断のための**チェックシート（案）**も作成。

●本結果は英文医学誌 *J Occup Health*. 2020;62:e12182. Kishimoto T et al. に掲載。

- <診断基準チェック項目（抜粋）>
- ・職業性石綿ばく露歴
  - ・胸腔穿刺における胸水の存在
  - ・胸水検査 ・胸部画像検査
  - ・胸腔鏡検査、胸膜生検

労災保険給付に係る認定の迅速化・適正化に寄与する可能性がある。

研究成果の積極的な普及・活用に向けた取組

●産業医・産業看護職・衛生管理者向け情報誌「産業保健21」に、予防医療モデル事業の研究成果として作成した「**深夜勤務者のための食生活ブック**」を紹介したところSNSで話題となった。

産業保健スタッフの中で話題となり、SNS等のメディアで紹介  
2.1万RTと「いいね」が3万超えの大反響！！

健康を意識するなら深夜に食事をしない。理解はするが、仕事の都合上、現実的には難しいという人向けのきめ細やかなアドバイスが掲載

ホームページにこんな資料の宝庫があった・・・

めっちゃ便利！探してた！

こんなためになる資料あったんだ！！

おお 色んな人に活用できるのでは

深夜勤務の人だけでなく、様々な人の参考になりそう！

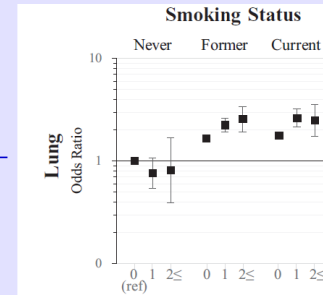
メディア取材も多く、依頼テーマもコロナ禍にて「巣ごもり中の方」、「子育て中など仕事も家庭も多忙な方」など多くの勤労者に研究成果を活用いただいている。

病職歴データベースを用いた研究の論文掲載

がん罹患におよぼす有害業務経験と生活習慣要因の複合影響について

◆方法：病職歴データベースから**特殊健康診断受検経験のある有害業務従事者と有害作業をしたことのない者**をマッチさせて抽出し、有害業務経験と生活習慣ががんの発症に複合的な影響を与えるかについて**ケースコントロール研究**を行った。

◆結果：**有害業務と喫煙の複合影響の可能性が肺がん・すい臓がん・膀胱がんで、有害業務と糖尿病の複合影響の可能性がすい臓がん**で示唆された。



Cancer Science, 2020;111:4581-4593, Fukai K et al.

病職歴データベースの信頼性を担保する証拠となった。

◆がん予防対策としての有害業務従事者に対する健康習慣指導の重要性が確認された。

# 評価項目No. 1-2 労働災害調査事業

**自己評価 A**

(過去の主務大臣評価 R1年度：A)

## I 中期目標の内容

- 労働安全衛生法第96条の2に基づいて、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、可及的速やかに厚生労働省に報告を行うこと。また、個人情報の保護等に留意の上、調査結果を公表し、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。
- 災害調査等の結果を体系的に整理及び分析し、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。

(指標) ・災害調査報告等について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、平均点2.0点以上の評価を得ること。

※ 3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった) ⇒類似する調査等に係る実績を踏まえ設定。

## II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和2年度		令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度
災害調査報告等について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査を実施し、平均点2.0以上の評価を得ること。	依頼元からの評価(目標 平均点2.0点以上)	2.83点	141.5%	136.5%

要因分析 (実績値/目標値が120%以上又は80%未満)

指 標	要因分析(分類:①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
依頼元からの評価 (目標 平均点2.0点以上)	② 厚生労働省からの要請に基づき、迅速かつ適切に研究員を現地に派遣するなどにより調査を行い、高度な実証実験やデータ解析等の実施により調査結果を作成し、速やかに厚生労働省に報告することに努めたため。 今後、発生原因を特定させることができない複雑な労働災害、現在在籍している研究員では対処できない労働災害や、遅発性の健康障害を原因とする労働災害への調査など、厚生労働省の要請で複雑困難な災害への対応を求められることが想定されるため、目標の変更は行わない。

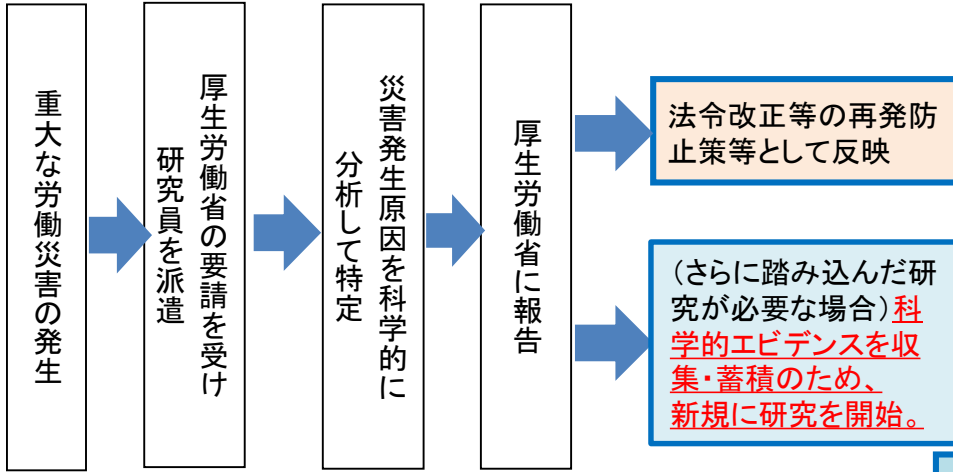
### Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
災害調査結果の厚生労働省への報告及びこれを踏まえた研究活用・反映	<p>迅速かつ適切に災害調査等を行い、調査結果等を厚生労働省に報告し、調査依頼元から高い評価を得た。</p> <p>さらに、厚生労働省における労働安全衛生施策の企画立案に当たって、当該調査等で得られた知見が行政通達の発出等に貢献している。</p> <p>なお、災害調査(高純度シリカによる肺疾患事案)を契機として、更なる科学的エビデンスを収集するため、令和2年度から労災病院、安衛研等による協働研究を開始している。</p>

# 参考事項

## 労働災害の原因調査の実施

### 災害調査の流れ



### 災害調査の実績

#### ○令和2年度の災害調査実施例

- ・漁船の揚網機で発生した巻き込まれ災害
- ・クレーンのジブの破損災害
- ・アルミ粉製造工場での爆発災害
- ・合金鉄工場における高温物死亡災害
- ・ビル新築工事現場で発生した型枠支保工の倒壊災害



化学物質ばく露による労働災害の原因調査現場



調査年度	調査対象	調査結果	調査報告書
2021年度	高純度結晶性シリカによる肺疾患事案に係る調査	高純度結晶性シリカによる肺疾患事案に係る調査結果を踏まえ、労災病院、安衛研による協働研究を開始している	
2020年度	アルミ粉製造工場での爆発災害		
2019年度	合金鉄工場における高温物死亡災害		
2018年度	ビル新築工事現場で発生した型枠支保工の倒壊災害		

実績については、再発防止の観点から安衛研のホームページにおいて公表した。

### 労働安全衛生施策等への貢献

#### (職場における改善効果) 例

Before

After

Before: そもそも有害性を認識していない対策が未実施

After: 有害性が認識され、対策が実施

- ・ 防じんマスクの着用徹底
- ・ 肺所見に留意した健康診断の実施等

(平成31年4月15日基安労発0415第1号「特定の有機粉じんによる健康障害の防止対策の徹底について」)

※ 災害調査で得られた知見が、健康障害の業務上外に関する報告書のとりまとめや、労働者の健康障害防止対策のための行政通達発出につながった。



災害調査報告書



報告書を踏まえ、厚生労働省から通達を発出

### 災害調査を契機に開始する研究の事例

- 高純度結晶性シリカによる肺疾患事案に係る災害調査結果を踏まえ、**労災病院、安衛研による協働研究を開始している**

# 評価項目 No. 1-3 化学物質等の有害性調査事業

自己評価 C

(過去の主務大臣評価 R1年度：B)

重要度 高

## I 中期目標の内容

1. 発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定するものについて、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。
2. 長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質の維持や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。
3. 国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。
4. 安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性調査等も含め、がん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施すること。

【重要度「高」の理由】

国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。

## II 指標の達成状況

定量的指標はなし

## III 評定の根拠

根拠	理由
試験方法に関する手順書からの逸脱行為の判明	国が指定した化学物質について、有害性試験を計画的に実施し、試験結果を厚生労働省へ報告している。しかしながら、一部の試験について、標準操作手順書から逸脱していたことが明らかになったことから、自己評価をCとした。なお、当該事案は令和3年3月5日付け公表している。



# 参考事項

## 化学物質等の有害性調査の実施

- 国が指定した物質について、①長期吸入試験、②ラット肝中期発がん性試験、③遺伝子改変動物を用いたがん原性試験、④培養細胞を用いる形質転換試験、以上4つの試験等を実施している。

(令和2年度に実施中又は実施に向けて検討中の物質)

### ① 長期吸入試験

ブチルアルデヒド
アリルアルコール
塩化ベンゾイル

### ② ラット肝中期発がん性試験

3,5,5-トリルメチルヘキサン酸
炭酸ジフェニル

### ③ 遺伝子改変動物を用いたがん原性試験

クロロエタン	ジブロモメタン
1,3,5-トリス(2,3-エポシプロピル)ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリオン	モノ(～テトラ)ブロモ(又はクロロ)ベンゼンモノ(又はジ)カルボン酸(又はクロライド, 無水物) → 試験中止※
4-アミノフェノール → 試験中止※	フルオロベンゼン → 実施未定※
p-ニトロベンゾイルクロリド → 実施未定※	ブロムブタン(別名:2-ブロムブタン) → 実施未定※

※ 令和3年3月4日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部長より発出された「厚生労働省から日本バイオアッセイ研究センターに対して実施を指示している試験の取扱いについて」において労働基準局化学物質対策課の指示があるまで試験を中断する試験に該当するため、2物質について3月6日に試験を中止、3物質について実施未定となった。

### ④ 培養細胞を用いる形質転換試験

4-ノニルフェノール(分枝)	ジヘキサン-1-イル=アジパート	7-メチル-3-メチレン-1, 6-オクタジェン	1, 1-ジフルオロエテン重合体
3,7,11-トリメチルドデカ-2,6,10-トリエン-1-オール	DL-p-メンタン-3-オール	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアナート	ジペンタエリスリトール
ヘキサン-1,6-ジイル=ジアクリラート	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	臭素化ポリスチレン	2-エチルヘキシル=ホスファート

- 長期吸入試験の結果を厚生労働省を通じてIARC（国際がん研究機関）に提供  
バイオの試験結果は、IARCにおける発がん性評価の基準制定の際の基礎資料（IARC monographs）として活用されている。
- 一部の試験（機構の事業として移管される前に実施していた試験も含む）について、遵守すべき試験方法に関する手順書から逸脱していたことが明らかになったことから、「日本バイオアッセイ研究センターにおける試験方法に関する手順書からの逸脱行為について」として令和3年3月5日に公表した。今後は、厚生労働省に設置された調査委員会等による調査に全面的に協力するとともに、再発防止対策の徹底等、必要な対応を行うこととしている。

# 評価項目 No. 1-4 労災病院事業

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 R1年度: B)

重要度 **高**

## I 中期目標の内容

- 高度・専門的な医療を提供するとともに、勤労者医療の総合的な取組について、得られた知見を他医療機関にも効果的に普及させ推進を図ること。
- 都道府県が策定する医療計画や医療圏における医療ニーズも勘案し、病床機能区分の変更等、診療体制の検討を実施し、効果的な地域医療連携を行うこと。
- 地域の医療機関等との連携強化により、地域医療支援病院の要件を充足するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会、講習会及び地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を実施すること。  
(指標)・労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保。⇒地域医療支援病院の基準以上を目標設定。
  - 地域の医師等に対し、症例検討会等を中期目標期間中、延べ4200回以上実施。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
  - 高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ17万5000件以上実施。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
- 大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対応するため、緊急対応を速やかに行えるような体制を確保すること。
- 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。  
(指標)・患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保。⇒第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。
- 新医薬品等の開発促進に資するため、治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うこと。  
(指標)・治験症例数を中期目標期間中2万900件以上確保。⇒第3期中期目標期間(4年間:26年度～29年度)の毎年度の平均値を踏まえ設定。
- 労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応、医療機関に対する研修等により診断技術の普及、向上を積極的に図ること。等

### 【重要度「高」の理由】

「アスベスト問題に係る総合対策」において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。

## II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和2年度		令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度
地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の要件を充足する。	紹介率(目標 76.0%以上)	79.1%	104.1%	102.6%
	逆紹介率(目標 63.0%以上)	70.3%	115.6%	106.0%
地域の医療機関等を対象にした症例検討会や講習会等を行う。	症例検討会・講習会開催回数(目標 840回以上)	310回	36.9%	106.2%
地域の医療機関等から高度医療機器を用いた受託検査を実施する。	受託検査件数(目標 35,000件以上)	32,698件	93.4%	104.5%
患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供する。	患者満足度(目標 80.0%以上)	86.6%	108.3%	103.9%
労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を確保する。	治験症例数(目標 4,180件以上)	4,546件	108.8%	114.4%

## II 指標の達成状況

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(分類:①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
症例検討会・講習会開催回数	<p>①、③</p> <p>症例検討会及び講習会は集合形式により概ね病院内で実施するものであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から密を回避できる広さの会場の確保が必要であり、病院内で条件を満たす会場の確保が困難なため、開催回数を減少せざるを得なかったことが要因である。また、講習会については、医療従事者のみならず院外会場において地域住民を対象としたものも計画していたが、緊急事態宣言の発令等により、会場自体が休館することもあり中止せざるを得なかったことも要因の一つである。開催状況を改善するため、電子(WEB)会議システムを活用した形式による実施等に努め、年度後半からは開催回数の回復が図られたが、第4四半期に再び緊急事態宣言が発令されたこともあり、目標に達することができなかった。</p>

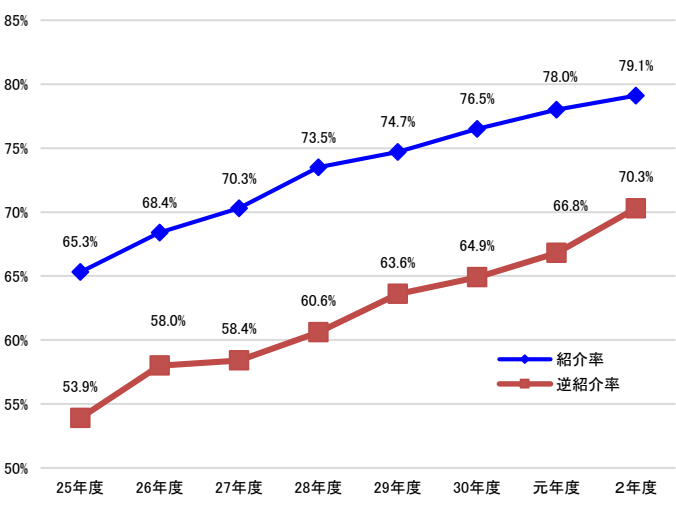
## III 評定の根拠

根拠	理由
<p>地域の中核的役割の推進 地域の医療機関等との連携強化</p>	<p>○旭労災病院が地域医療支援病院(R1:25施設→R2:26施設)、香川労災病院が地域がん診療連携拠点病院(高度型)(R1:1施設→R2:2施設)として指定。</p> <p>○症例検討会等の開催については、一部講習会のWEB会議システムを活用した形式での開催や密を回避した集合形式の実施により開催回数の回復を図った。</p> <p>○高度医療機器を用いた受託検査件数については、検査時における感染対策の徹底等の取組実施により件数の回復を図った。</p> <p>◆症例検討会・講習会開催回数(①～④は四半期を示す)</p> <p>①26回 ②71回 ③105回 ④108回 計310回 (再計)WEB会議開催回数 ①7回 ②15回 ③30回 ④26回 計78回</p> <p>◆高度医療機器を用いた受託検査件数 ①6,923件 ②8,240件 ③9,551件 ④7,984件 計32,698件</p>
<p>大規模労働災害等への対応 (新型コロナウイルス感染症対応を含む)</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症への対応として、本部内に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、各労災病院へ適切な対応を指示している。また、各労災病院においては、自治体からの病床確保要請等を踏まえ、地域の医療体制の確保を図りつつ、一般病床をコロナ専用病床へ切り替える等、新型コロナウイルス陽性入院患者を26病院で受け入れた(延患者数(入院)22,063人、延患者数(外来)24,460人、コロナ専用・休床病床年間平均609.4床(最大値(1月)826.7床))。</p> <p>○災害支援として、令和2年7月豪雨においては、熊本労災病院内にDMAT活動拠点本部を立上げ、DMAT32隊を受け入れるなどの対応を行った。</p>
<p>アスベスト問題に係る総合対策への協力</p>	<p>○「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応した。</p> <p>また、全国の労災指定医療機関における呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関するオンデマンド研修を実施し、診断技術の普及、向上に努めた。</p>

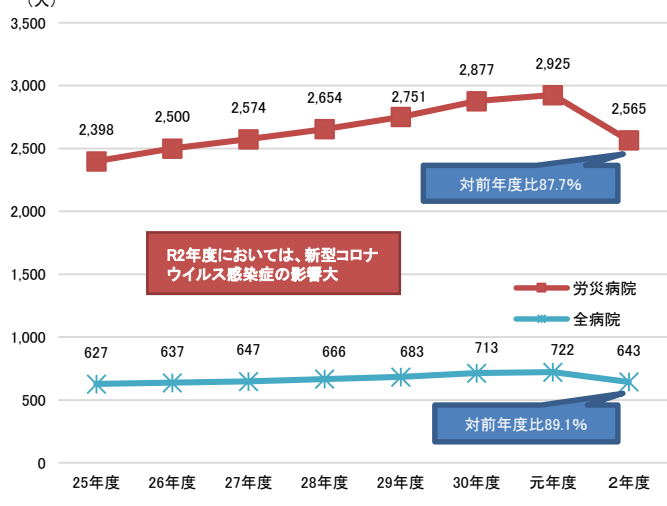
# 参考事項

## 地域の医療機関等との連携強化、大規模労働災害等への対応

### 紹介率・逆紹介率の推移

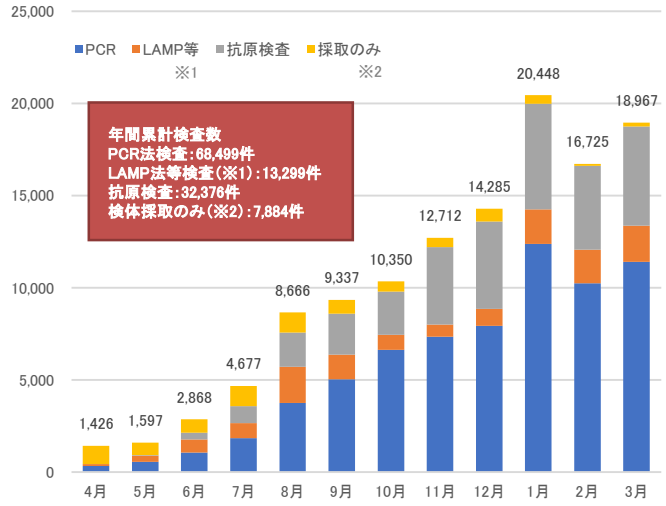


### 1施設当たりの救急搬送患者数の推移

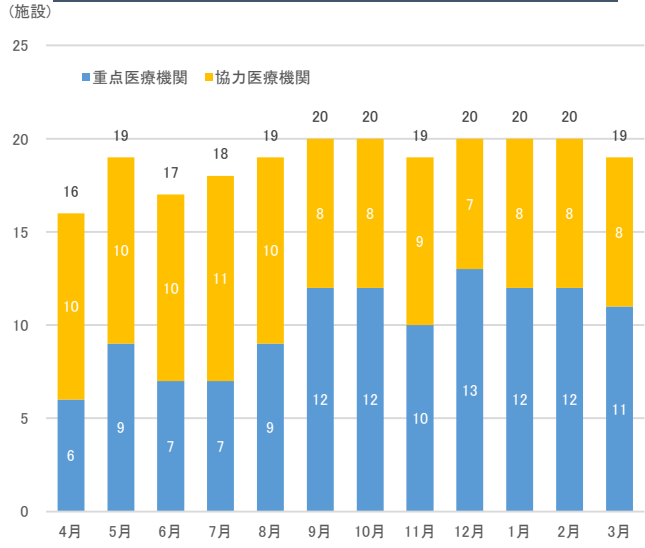


※1 PCR法以外の検査方法(LAMP法、TRC法、等温核酸増幅法等)の件数  
※2 保健所等からの依頼により検体採取料のみを算定した件数

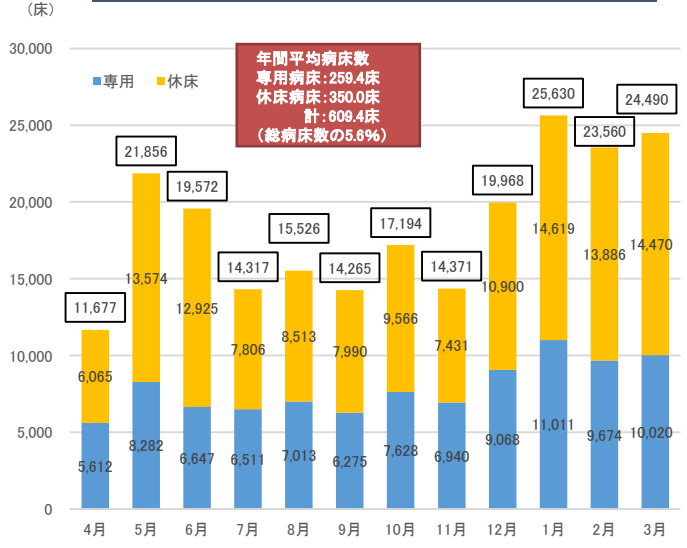
### コロナ関連検査件数



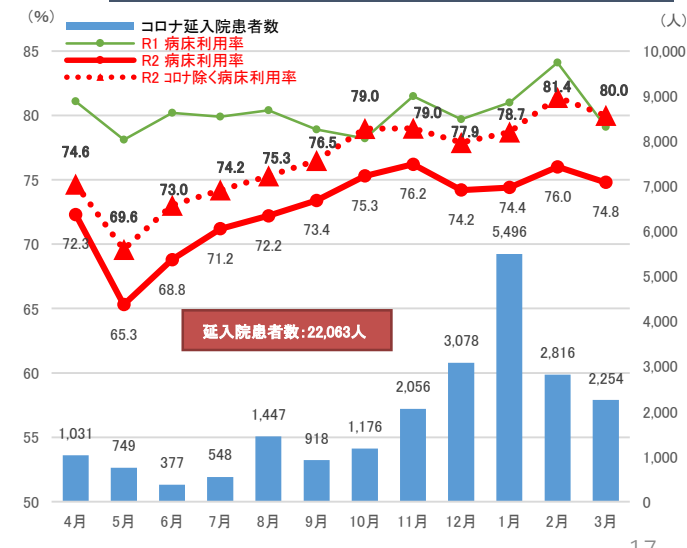
### コロナ重点・協力医療機関施設数 (月末時点)



### コロナ専用・休床延病床数



### 病床利用率・コロナ受入延入院患者数



# 評価項目 No. 1-5 産業保健活動総合支援事業

難易度 高

重要度 高

**自己評価 A** (過去の主務大臣評価 R1年度: A)

## I 中期目標の内容

- 働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。  
 (指標) ・産業保健関係者への専門的研修等を2万6500回以上実施。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。  
 ・産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数は、中期目標期間中で計12万2600件以上。⇒第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)の概ね5%増を目標として設定。
- 特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。  
 (指標) ・研修又は相談の利用者から、職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保。⇒第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。  
 ・アウトカム調査の有効回答のうち80%以上について具体的な改善効果を確認。⇒第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。

### 【難易度「高」の理由】

地域の事業者ニーズを的確に把握し、全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、その際、地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められているため。  
 疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が求められているため。

### 【重要度「高」の理由】

産業保健三事業を一元化して事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。

## II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和2年度		令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度
国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定し、計画的に実施する。	専門的研修等実施回数(目標5,300回以上)	3,655回	69.0%	109.1%
・メンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応。 ・治療と仕事の両立支援等の課題に対する専門的相談への対応。 ・地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談に対応する。	産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数(目標 122,600件以上)	123,056件	100.4%	111.2%
産業保健活動の質及び利便性向上を図るため、研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努める。	研修利用者からの評価(目標 90.0%以上)	94.1%	104.6%	104.0%
	相談利用者からの評価(目標 90.0%以上)	95.8%	106.4%	106.1%
研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握する。	事業が利用者にと与えた改善効果の割合(目標 80.0%以上)	81.4%	101.8%	105.4%

## II 指標の達成状況

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(分類:①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
専門的研修等実施回数	<p>①、③</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、専門的研修を令和2年5月末まで原則中止又は延期せざるを得ず、4、5月の計画数883回に対して実績が8回(達成率0.9%)となった。</p> <p>緊急事態宣言解除後の6月以降は密を避ける対策等を講じた上で集合形式又は電子(WEB)会議システムを活用した形式により開催とすることとして、9月以降、全産保センターでWEB研修の実施体制を整備し、着実に専門的研修の実施回数の確保に努めていたところ、年度後半においても再び緊急事態宣言等が発令されたため、予定していた集合研修が実施できず目標値に届かなかった。</p> <p>(参考)</p> <p>◆専門的研修等実施回数</p> <p>R2年度 第1四半期:230回→第2四半期:1,213回→第3四半期:1,447回→第4四半期:765回</p> <p>R1年度 第1四半期:1,228回→第2四半期:1,831回→第3四半期:1,872回→第4四半期:850回</p>

## III 評定の根拠

根拠	理由
医師会等関係機関との連携強化・MSW等両立支援関係者間の連携強化	<p>東電福島第一原発の健康支援相談窓口の設置・運営について、<u>医師会をはじめ東北地域の関係機関との連携の強化により、移動制限下においても電子(WEB)会議システムを活用した形式による協議会の実施等で相談窓口の運営を維持した。</u></p> <p>両立支援について、事例検討会を電子(WEB)会議システムも活用し開催を維持することで、<u>都道府県単位で医師、MSW、産業保健スタッフ、人事労務担当者等の多職種が一緒になり、事例検討や意見交換を行うことで、各人の知識の向上、職種間の相互理解が深まり連携強化が図られ、地域社会での両立支援への理解度向上や体制整備に寄与した。</u></p> <p>以上の難易度高とされる理由に対して着実に取り組んだ。</p>
専門的研修・専門的相談の実施	<p>専門的研修は密を避ける対策等を講じた上で集合形式又は電子(WEB)会議システムを活用した形式で開催することとし、<u>第3四半期には計画を上回る回数を達成した。</u></p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症に係る相談や、在宅勤務中の労働者に対する面接指導方法に係る相談等、利用者のニーズを的確に踏まえた相談対応を実施している旨を各産業保健総合支援センターのホームページ等で積極的に広報するとともに、電話やメールに加え、電子(WEB)会議システムを活用した形式による相談等も実施する体制を整備することにより、新型コロナウイルス感染症の影響により対面による相談対応が困難な状況下においても、相談対応件数の目標値を達成した。</u></p>
利用事業場からのニーズに対する適切な対応(質の確保)	<p>センター事業の利用状況やセンターを利用したことによる効果について、<u>新型コロナウイルス感染症拡大の状況下でも利用状況や効果・満足度に関して前年度と同程度の結果を維持していることは、センターの提供するサービスが常に求められており、またそのニーズに対し、各センターにおいても適切に、かつ満足度を落とすことなく質の高いサービスを提供した結果と考えられる。</u></p>



## 産業保健関係者・事業場への専門的研修の実施

「三つの密(密閉・密集・密接)」を避ける対策等を講じた上での集合形式及び電子(WEB)会議システムによる研修やセミナーの実施



感染症対策を講じた上での集合形式による研修の実施(沖縄産保)



電子(WEB)会議システムによる研修の実施(岡山・埼玉産保)

## 産業保健関係者への専門的相談の実施

- ・相談に当たって的確な回答に必要な相談者の職種や要件等の必要項目を、ホームページ上の「入力フォーム」に設定する等、効率的に対応するためのシステム整備を行った。
- ・電子(WEB)会議システムを活用した相談等を一部の産保センターで新たに実施。

## 研修・相談の利用者からの評価

(研修) 実績 94.1% (対前年0.5%UP)

利用者の声: タイミングよい時期に新型コロナウイルスについて、正しい知識と企業が出来る対策を得ることができた。

(相談) 実績 95.8% (対前年0.3%UP)

利用者の声: 質問に対する解答だけでなく、関係する様々な資料や情報も提供してもらい大変参考になった。

## 産業保健総合支援センター事業の利用促進

- ① 職場における新型コロナウイルス感染症対策に係る動画を作成。ホームページに公開し、事業場が必要とする情報提供を行った。

オンラインによる面接指導

オンラインによる実施するにあたって

会議を行うにあたって  
新型コロナウイルス感染症の  
感染防止のためのポイント

職場における  
新型コロナウイルス感染症予防対策を  
推進するためのポイント

20年6月  
労働者健康安全機構

動画再生 計14,744回

- ② 俳優の谷原章介さんが、産業保健総合支援センター(さんぽセンター)や地域産業保健センター(地さんぽ)について、分かりやすく解説する動画を作成し、ポータルサイトや全国の産保センターのホームページで紹介し、周知活動を行った。

さんぽセンター Webひろば

さんぽセンターについて(動画で紹介) | お役立ち資料 | リンク

働く人の「こころ」と「からだ」の健康に関するご相談は「さんぽセンター」へ。

全国47の所  
無料

さんぽセンター

動画広告再生 926,806回(令和3年2月~3月)



# 評価項目No. 1-6 治療就労両立支援事業

難易度 高

重要度 高

自己評価 S

(過去の主務大臣評価 R1年度：S)

## I 中期目標の内容

1. 労災病院及び治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行うこと。  
(指標)・支援した雇患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得ること。⇒各種アンケート満足度の一般的水準(80%)を踏まえ設定。
2. 両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うこと。
3. 産業保健総合支援センターにおいて、企業等に対する正しい知識及び理解の普及、企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに労働者と企業との間の個別調整支援を適切に実施すること。
4. 両立支援コーディネーターを効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施すること。
5. 研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度のあり方について検討すること。

### 【難易度「高」の理由】

治療と仕事の両立を推進するためには、経営責任者等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制の構築に向けて多くの関係者による連携強化が必要であるが、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため。

### 【重要度「高」の理由】

政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。

## II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和2年度		令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度
支援した雇患者にアンケートを行い、その結果をマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。	支援した雇患者の有用度(目標 80.0%以上)	90.6%	113.3%	113.3%

### Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
両立支援コーディネーターの積極的養成	<p>研修実施方法を集合形式からオンライン形式に変更し、オンデマンド配信とライブ研修との複合形式へと見直し、研修の質の向上を図ったことにより、理解度及び有用度が大幅に向上した。</p> <p>また、研修修了者は、令和2年度は前年度の約2倍(3,402人)となった。受講者は医療関係者、企業関係者等様々な職種を確保し、会社の意識改革と受入れ体制整備により、トライアングル型サポート体制の更なる促進を図り、「働き方改革実行計画」の実現に向け大きく貢献した。</p>
中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の難易度が高い課題に対応	<p>取組の困難な中小企業等における両立支援普及促進のため、医療機関への両立支援相談出張窓口の設置要請や、企業への啓発教育を実施した結果、産業保健総合支援センターでの「個別調整支援」の件数は大幅に増加した。</p> <p>また、事例検討会を全29回開催し、両立支援コーディネーターのスキルアップを行うとともに、企業と医療従事者との情報共有に必要な各地域でのネットワーク構築を図った。</p> <p>「令和2年度産業保健活動総合支援事業アウトカム調査」では、50人未満の小規模事業場において「以前より取組を充実させた」が前年度比16.4%増加しており、両立支援の取組が着実に促進されていることがうかがえる。</p>

#### 参考指標

支援事例の収集件数	平成30年度 815件、令和元年度 1,131件、令和2年度 1,104件
両立支援コーディネーター養成者数	平成30年度 1,700人、令和元年度 1,813人、令和2年度 3,402人
基礎研修の有用度及び理解度	<p>有用度：平成30年度 81.5%、令和元年度 80.4%、令和2年度 95.6%</p> <p>理解度：平成30年度 81.4%、令和元年度 80.1%、令和2年度 96.2%</p>

## ■ 両立支援コーディネーターの養成

### 【令和2年度修了者数】

開催回	WEBライブ講習	修了者数
第1回	令和2年9月28日	447人
第2回	令和2年10月17日	465人
第3回	令和2年10月29日	521人
第4回	令和2年11月16日	518人
第5回	令和2年11月28日	508人

### 【追加開催】

第6回	令和3年2月27日	483人
第7回	令和3年3月9日	460人

開催回数	修了者数
7回	3,402人

上記の受講修了者に対しアンケートを実施

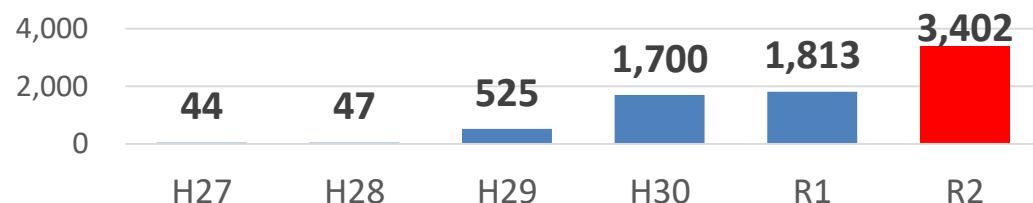
### 令和2年度アンケート結果（全7回合計）

有用度 **95.6%**（前年度80.4%）  
理解度 **96.2%**（前年度80.1%）

それぞれ約15ポイントUP

### 【これまでの養成者数】

**7,531人**（平成27年度～令和2年度）



- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、当初計画していた集合形式での研修を中止し、急遽、電子（WEB）会議システムを活用した形式での研修実施を企画。
- ・短期間で早急に電子（WEB）会議システムを活用した研修への変更を進めた結果、応募者多数による追加開催を含め、3,402人の両立支援コーディネーターを養成した。

## ■ 支援事例の収集

### 労災病院及び治療就労両立支援センターでの支援事例件数

**実績1,104件**【前年度比 97.6%】

（内訳）

脳卒中258件、がん291件、糖尿病172件、メンタル61件、その他322件

上記の支援終了者に対しアンケートを実施

### アンケート結果

有用度(目標値80%以上) **実績90.6%**【達成度113.3%】

新型コロナウイルス感染症の影響により患者数が大幅に減少した状況において、令和元年度（1,131件）とほぼ横ばいとなる事例収集を行った。

## ■ 中小企業における両立支援のための取組

産業保健職のいない中小企業等に対して、両立支援の仕組み等を説明し理解を得た上で、個別の患者（労働者）と事業場との治療と仕事の両立に係る調整支援を実施 **実績535件**（令和元年度437件、対前年度比**98件増**）

「令和2年度産業保健活動総合支援事業アウトカム調査」結果

「以前より取組みを充実させた」：令和2年度**7.8%**（前年度**6.7%**）  
「取り組んでいる」：令和2年度**45.2%**（前年度**41.3%**）

# 評価項目No. 1-7 専門センター事業

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 R1年度: B)

## I 中期目標の内容

1. 重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、効率的な運営に努めること。  
(指標) ・それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
2. 治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集及び分析の上、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。
3. 職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発及び普及を推進すること。

## II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和2年度		令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度
重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、効率的な運営に努めるとともに、それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。	(医療リハ)医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合(目標 80.0%以上)	90.7%	113.4%	114.5%
	(総合せき損)医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合(目標 80.0%以上)	83.4%	104.3%	110.6%

### Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
脊髄損傷患者の積極的な受入と高度・専門的医療の提供	ヘリコプター等で受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者を受け入れ、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供するとともに、脊髄損傷治療・看護方法に関する知見の発信を行った。
国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携による職場・自宅復帰率向上のための継続的な取組	国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと運営協議会等を開催し、定期的な合同評価会議等を通じてリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図る等、連携して患者の技能向上・職業訓練を実施することで職場・自宅復帰率向上に取り組んだ。
自立支援機器等の研究開発及び成果の普及活動	「国際福祉機器展2020 Web」(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりWeb開催、13か国1地域から355社の企業・団体が参加)などに出展し、令和元年度に商品化した車椅子側方移乗補助装置「スライディングボード」等の開発機器や蓄積したノウハウの広報・普及活動を行った。 また、3Dプリントを活用した自助具(食事用、書字用、ひげそり用等11件)を院内患者に提供して患者のQOL向上に繋げる等、研究開発に取り組んだ。

参考指標 中期目標に記載がない指標(参考指標)で評定に影響を与える場合、必要に応じて記載すること。

せき損患者の受入実績	ヘリコプターによる緊急受入数 令和元年度 43件、令和2年度 45件 せき髄損傷患者の新規入院患者数 令和元年度131人、令和2年度145人
国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携実績	運営協議会 令和元年度 1回、令和2年度 1回 職業評価会議 令和元年度12回、令和2年度12回 OA講習 令和元年度 7回、令和2年度 8回
自立支援機器等の研究開発実績	令和2年度に開発した製品 ・ホルダー付き自助具(シャワー用1件、歯ブラシ用2件、書字用2件、ひげそり用1件、食事用2件) ・導尿ホース用取っ手 ・紙バック用ドリンクホルダー ・車いすレース用グローブ ・双方向遠隔通報装置



# 参考事項

## ○ 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進に向けた多職種連携

### ◆ 多職種連携による職場・自宅復帰までの一貫したケアの実施

(医療リハビリテーションセンターにおけるせき損患者の事例)

	外来受診	入院	
医師	本人・家族外来診察 ゴール・入院期間の設定 インフォームドコンセント	入院時診察 リハビリテーション処方	障害の管理・ リハビリテーション進行度の把握・調整・ カンファレンス
看護師	診察に同席	看護診断 計画の立案	看護計画に沿って排泄管理・排便管理・ 皮膚管理(褥瘡予防)・呼吸管理・体温調節・ 清潔保持・栄養管理を実施 生活の援助を通して心理的サポートの実施
理学療法士 作業療法士	入院前身体評価	リハビリテーション開始 初期評価 治療プログラムの計画	体力に応じて応用訓練に移行 まず基本的な訓練から ・床上動作訓練 (寝返り・起き上がり 移乗動作など) ・関節可動域訓練 ・筋力維持・強化訓練、 座位・立位訓練 など
ケースワーカー	診察に同席	入院調整 初期面接	各種相談 ・身体障害者手帳 ・介護保険 ・障害年金 等 その他
医用工学 研究員			・プレッシャークリニック (褥瘡予防のためにベッドのマットレスや車いすクッションを適合させる) パソコン入力デバイスの選定、パソコン教室、住宅改造のための3DCG
栄養士			嗜好調査や、栄養指導を行います
薬剤師			必要に応じ薬剤指導を行います



	入院	退院
医師	定期的に カンファレンス を行います	障害の管理・リハ進行度 の把握・調整排便、歩使、 皮膚管理などについて4回 (1回/週)の調整を実施
看護師	チーム医療にて 各部署の情報を 共有します	生活の自立・退院後の生活を 見据えた自己管理への指導・ 教育の実施
理学療法士 作業療法士	スタッフミーティング	自己管理教育の 評価・再教育 家族への介護指導 退院後の計画作成
ケースワーカー	実生活での自立を目指した 訓練を開始 ・ADL訓練 (食事・排泄・入浴など) ・パソコン訓練 ・家園調査(家庭訪問) など	本人、ご家族様と 病院スタッフによる 現状報告と今後の方 針確認、決定のため の話し合いを行います 必要であれば繰り返 して行います
医用工学 研究員	社会復帰に向けた 制度活用(指導、 他機関との調整など	社会復帰に際し 地域医療機関、 地域リハ機関等との 連携など
栄養士	必要時定期的な カンファレンス に参加します	退院後の生活に 応じた栄養指導を 行ないます
薬剤師		退院に向けて、 薬剤に関する服薬、 管理方法についての 指導を行います



## ○ 自立支援機器等の研究開発実績例

### ◆ ホルダー付き自助具 (総合せき損センター開発)



## ○ 患者の職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上に向けた取組

### ◆ 3DCGを用いた住宅改造支援プログラム (医療リハビリテーションセンター開発)



福祉機器Web  
Home Care & Rehabilitation  
Equipment  
2020

書字用

ひげそり用

食食用

歯ブラシ用

早期自立のための「曲げスプリント」

装着安定感のある「曲げカフ」

着脱簡単な「ばねカフ」



自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R1年度：B)

## I 中期目標の内容

1. 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持。  
⇒第3期中期目標期間（平成26年度～平成30年度）の目標値（25日以内）から5日の短縮となる「20日以内」を設定。
2. 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。
3. 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにすること。

【重要度「高」の理由】

この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。

## II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和2年度		令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度
請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持。	請求書の受付日から支払日までの期間（目標値 20日以内）	14.4日	128.0%	117.5%

要因分析（実績値/目標値が<sup>1</sup>120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析(分類:①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
請求書の受付日から支払日までの期間（目標値 20日以内）	② 原則週1回の立替払を堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との事前調整、審査担当者の能力向上のための勉強会による情報共有等を適切に実施したことや、新型コロナウイルス感染症の影響により、破産管財人等を対象とした研修会を集合研修から電子(WEB)会議システムを活用した形式により実施したこと、外国人労働者向けパンフレットの対応言語を増やしたこと(2か国語→13か国語)等に取り組んだ。

### Ⅲ 評定の根拠

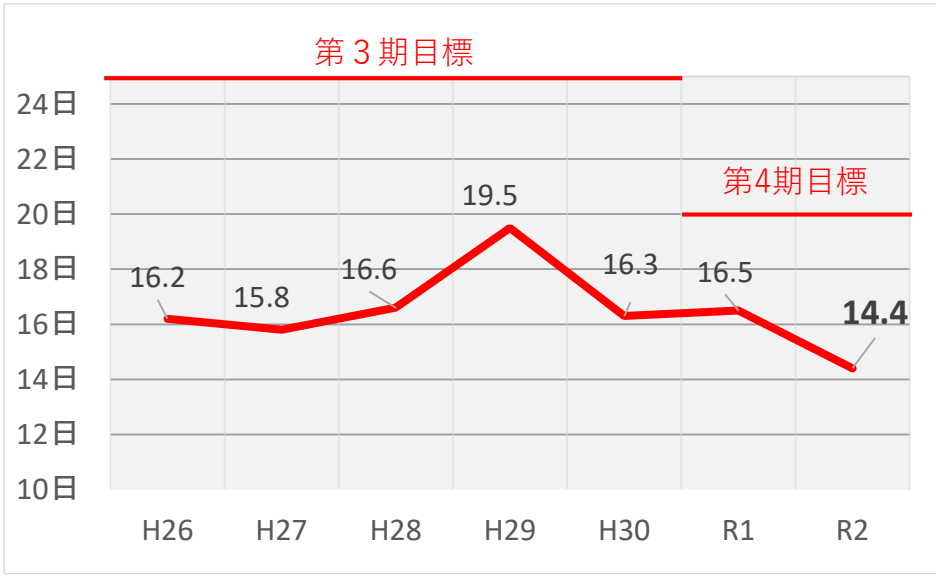
根拠	理由
迅速かつ適正な立替払の実施	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の状況下のなか、倒産等が増加した時期(令和2年4～7月分支払件数:対前年比157.3%)においても、期間平均15.0日で処理し、目標「平均20日以内」を達成した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染防止の観点から、電子(WEB)会議システムを活用した弁護士向け研修会を開催するとともに令和2年度においては、<u>外国人労働者向けパンフレットの対応言語の追加(11か国語)</u>、<u>立替払における休業手当の取扱いなどの事例検討による情報共有</u>、<u>困難事案に係る早期相談体制の構築</u>、<u>大型請求事案(20事案)の事前調整による手続きの迅速化</u>、<u>審査能力向上研修等を行った。</u></p>
立替払により代位取得した賃金債権について、適切な債権管理及び求償を行い、弁済可能な債権を確実に回収	<p>関係する破産管財人又は所在の判明している事業主の全てに立替払通知を送付することで、適時適切に求償を行った。事実上の倒産事案については、労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると確認できた場合は、管轄する地方裁判所に差押命令申立を行い、確実な回収を図ってきており、令和2年度の回収金額は対前年度比33ポイント増となった。</p>
情報開示の充実	<p>未払賃金立替払事業の立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及び当機構のホームページにおいて情報を公開し、支払件数等の速報値も随時ホームページで公表している。</p>

参考指標 中期目標に記載がない指標(参考指標)で評定に影響を与える場合、必要に応じて記載すること。

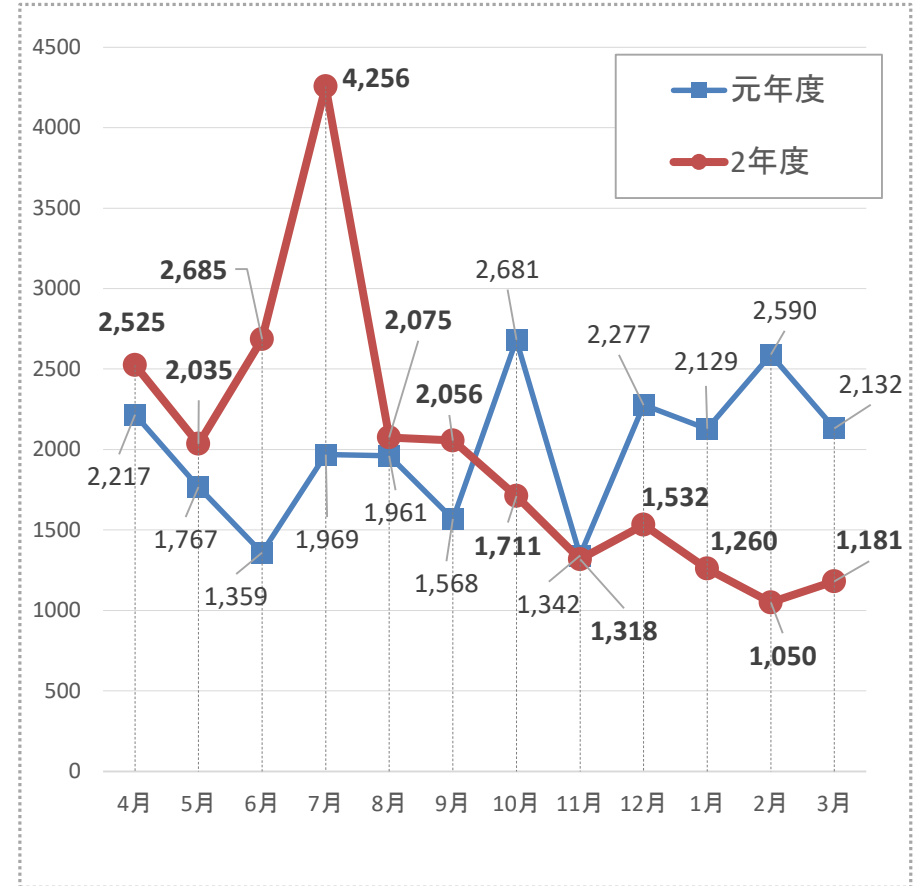
支給者数	令和元年度 23,992人、 令和2年度 23,684人
立替払額	令和元年度 8,638百万円、 令和2年度 8,411百万円
回収金額	令和元年度 1,806百万円、 令和2年度 2,405百万円

# 参考事項 未払賃金立替払事業の適切な実施

## 支払日数の年度別推移



## 未払賃金立替払支払件数の推移



## 立替払迅速化のために作成しているパンフレット

### 未払賃金立替払制度における 破産管財人等の証明の手引き

独立行政法人 労働者健康安全機構

賃金課 賃金課長 橋本 昌博

〒201-8502 東京都千代田区千代田 3-15-15 15F  
 電話番号 044-(431) 8062 (受付係) 8605 (直通) 044-(431) 8061  
 FAX 044-(431) 3043 (直通) / URL: https://www.johsa.go.jp

本制度の未払賃金立替払は、企業側に支払い滞りが発生し、且つ退職した労働者に対し、労働者の生活の維持を目的として行われます。このため、労働者の生活の維持を目的として行われるため、労働者の生活の維持を目的として行われます。

申請に、職務にご相談ください

次のような場合は、申請書を送付される前に、職務までご連絡ください

- ① 申請書の送付が多くなるに起因がある場合
- ② 申請書の送付が遅い場合
- ③ 申請書の送付に当たっては、申請書の送付の遅延や不備等の発生を防止するための
- ④ 申請書の送付（30名以上）が見込まれる場合

申請に、企業側の代表者等について、本制度の申請書の送付が遅延することや、その遅延に起因する損害を要する結果に立替払がなれないことがあります。このため、申請書の送付が遅延した場合、申請期間・申請書の送付が遅延した場合、申請書の送付が遅延する前にご連絡いただきますようお願いいたします。

⑤ 申請書の送付が遅延する場合は、職務までご連絡いただきますようお願いいたします。

⑥ 申請書について職務に連絡する場合は

### 未払賃金の立替払制度のご案内

未払賃金の立替払制度は、労働者の生活の維持を目的として行われます。このため、労働者の生活の維持を目的として行われるため、労働者の生活の維持を目的として行われます。

立替払を受けることができる人は、次の要件を満たしている方です。

- 1 労働者健康安全機構（以下「機構」といいます。）の申請書で1年以上事業を継続していること。但し、個人事業主の場合は、1年以上事業を継続していること。また、個人事業主の場合は、1年以上事業を継続していること。
- 2 労働者健康安全機構の申請書の送付が遅延した場合、立替払がなれないことがあります。

### Panduan Sistem Penggantian Upah yang Belum Dibayarkan

Siapa yang berhak menerima penggantian upah adalah orang yang memenuhi persyaratan berikut.

- 1 Orang yang telah bekerja pada suatu perusahaan yang telah beroperasi secara terus-menerus selama lebih dari satu tahun sebelum tanggal penggantian upah yang diajukan ke lembaga penggantian upah.
- 2 Orang yang telah bekerja pada suatu perusahaan yang telah beroperasi secara terus-menerus selama lebih dari satu tahun sebelum tanggal penggantian upah yang diajukan ke lembaga penggantian upah.

令和2年4～7月分支払件数は、新型コロナウイルス感染症関連倒産等により、対前年比157.3%と大きく増加した。

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R1年度: B)

## I 中期目標の内容

- 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行うこと。  
 (指標)・来堂者、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～平成29年度)の実績等を基に設定。

**【重要度「高」の理由】**

霊堂を維持管理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。

## II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和2年度		令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度
産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行う。	慰霊の場としてふさわしいとの評価(非常に満足・満足の割合)(目標値 90.0%以上)	100%	111.1%	108.6%

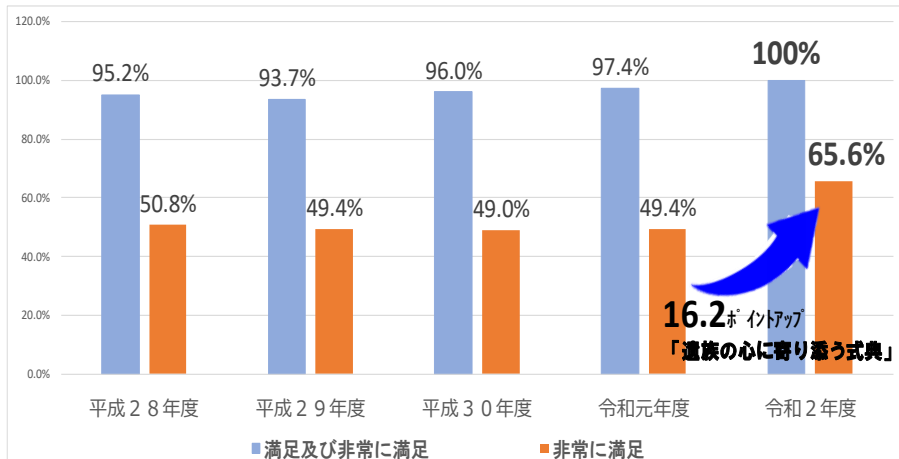
### Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
産業殉職者合祀慰霊式に係る取組	<p>遺族からの希望に沿った比較的暖かい10月に式典の実施を前倒したことに加え、<u>新型コロナウイルス感染症拡大防止</u>に重点を置き式典規模の縮小、参列者全員にマスク・手指消毒ボトルの配付、納骨堂参拝、送迎バス・タクシーに係る事前予約制の導入、テーブル・椅子等消毒巡回要員の配置等を講じ、特に式典時間内に遺族全員の献花を実施できたことが高評価につながり、満足度調査結果は「非常に満足」「満足」と合わせて100%、とりわけ「非常に満足」が65.6%と令和元年度と比べて16.2ポイントの大幅な増加となった。</p>
日々の来堂者に係る取組	<p>日々の参拝者や式典に参列された方々から要望の多かった<u>広場をバリアフリー化</u>し、遺族はもとより高齢者や車椅子利用者の利便性を大幅に高め慰霊の場にふさわしい環境整備を行った。 「高尾みころも霊堂内外装その他改修工事」の実施により、霊堂を休館せざるを得ないものの、<u>管理事務所</u>に仮祭壇を設置し日々の来堂者が参拝できるよう対応したことも評価につながった。</p>
産業殉職者慰霊事業の周知	<p><u>高尾みころも霊堂を紹介するリーフレットの情報量を増やし分かりやすい内容とするため、パンフレットへ変更した。</u> 当該パンフレットを47都道府県労働局及び326労働基準監督署他関係各所へ12,492部を送付するとともに、機構ホームページやTwitterを通じて、式典の動画、霊堂の改修工事や開館状況等の情報を配信する等、各種機会を活用し、産業殉職者慰霊事業の周知に努めた。</p>



# 参考事項

## 産業殉職者合祀慰霊式満足度調査推移



## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を取った式典



## 広場のバリアフリー化、仮祭壇の設置

### バリアフリー化



### 霊位、永遠の灯を移設



## リーフレットからパンフレットへ変更

### リーフレット



### パンフレット



# 評価項目 No. 2-1 業務運営の効率化に関する重要事項

**自己評価 B**

(過去の主務大臣評価 R1年度：B)

## I 中期目標の内容

- 働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。
- 給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行うこと。
- 経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。
- 運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ること。  
 (指標)・中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費については15%程度削減。⇒中期目標達成のための段階的な目安として、3%削減を目標として設定。  
 ・中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。)については5%程度削減。⇒中期目標達成のための段階的な目安として、1%削減を目標として設定。
- 機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。
- 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約の適正化を推進すること。

## II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和2年度		令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度
一般管理費については、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き削減を図る。	一般管理費の削減率 (目標値 中期目標期間終了時まで、平成30年度予算に比して15%節減)	△6.3% (2年度目標: △6.0%)	105.4%	102.6%
事業費については、研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除き削減を図る。	事業費の削減率 (目標値 中期目標期間終了時まで、平成30年度予算に比して5%節減)	△2.02% (2年度目標: △2.0%)	101.2%	100.1%

### Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
業務の合理化・効率化	○ICカード等の導入による適正な労働時間の把握に努めるとともに、電子（WEB）会議システムの利用促進や各種会議資料の電子化による会議準備の簡素化等の業務効率化を図り、長時間労働の抑制に努めた。 ○医師事務作業補助者を積極的に活用し、医師の業務負担軽減の推進を図った。
機動的かつ効率的な業務運営	○「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費節減を実施した。 ○令和元年度に整備した「協働研究規程」に則り、「協働研究」をより適正にかつ効率的に実施した。
業務運営の効率化に伴う経費節減等	○一般管理費の削減に関しては、一般競争入札の推進等契約努力による消耗器材費・印刷製本費の減等に取り組み、平成30年度予算55百万円に比して、令和2年度予算は51百万円となり、約4百万円の節減を行った。 ○事業費の削減に関しては、電子（WEB）会議システムを活用した会議の推進による旅費の減等に取り組み、平成30年度予算235百万円に比して令和2年度予算は230百万円となり、約5百万円の節減を行った。 ○適正な給与水準の検証・公表のため、令和元年の給与水準について検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を令和2年6月にホームページで公表した。

# 評価項目No. 3-1 財務内容の改善に関する事項

**自己評価 B**

(過去の主務大臣評価 R1年度: B)

## I 中期目標の内容

1. 全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。
2. 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。また、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。  
(指標) ・病床利用率を全国平均以上とすること。⇒医療法施行令第4条の8による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率として、直近(令和元年度)の全国平均である76.2%以上を目標として設定。
3. 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。
4. 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。

## II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和2年度		令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度
・安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行う。 ・客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努める。	医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率 (目標値 76.2%以上)	72.8%  (コロナ病床除く) 76.6%	95.5%  (コロナ病床除く) 100.5%	105.7%

### Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
独立行政法人国立病院機構との連携等	<p>○医薬品の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構及び国立高度専門医療センターとの連携の下で行った。</p> <p>○高額医療機器の共同購入に当たっては、令和2年度から公的医療機関である国立病院機構及び地域医療機能推進機構に加えて、新たに日本赤十字社が参加した(削減効果△586百万円)。</p>
医療事業収入の安定的な確保	<p>○主に経営状況が悪化している病院に対する個別業務指導・支援(行動計画の作成・フォローアップ、病院長等へのヒアリング、収入増加・支出削減対策の指導等)を実施。</p> <p>○病床利用率の安定的確保が厳しい病院に対して、病床機能の変更又は病床数削減、人員配置の見直しを実施。</p> <p>○地域医療構想における各病院が担うべき役割・機能等を踏まえて、中長期的に目指すべき方向性について、本部と病院が協議を行い、より効率的な医療を提供に努めた。</p> <p>○診療報酬改定による増収はあったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、病床利用率は72.8%と目標に届かなかった(コロナ病床を除いた一般病床の利用率:76.6%)。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症への対応を図るため、国や自治体が交付する補助金を積極的に活用して診療体制の充実を図った(病床確保補助金約212億円)。</p> <p>○経常収益3,091億円(対前年度比+172億円)</p>
保有資産の見直し	<p>○保有資産の有効な活用方法について、保有資産利用実態調査に基づき、保有資産検討会議において新たに選定した資産を含め、処分可能な資産の売却作業を進め、不要財産以外の重要な財産の売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当した。</p>

## 参考事項

### 項目別調書 3 - 1 財務内容の改善に関する事項

#### 【参考資料】

	令和元年度（実績）	令和2年度（実績）	対前年度増減
入院収入	198,023百万円	190,195百万円	△ 7,828百万円
1日当たり患者数	8,753人	7,901人	△ 852人
1人当たり診療単価	61,810円	65,948円	4,138円
病床利用率（％）	80.2%	72.8%	△ 7.4ポイント
【再掲】コロナ病床除く	－	76.6%	－
外来収入	82,319百万円	81,166百万円	△ 1,153百万円
1日当たり患者数	24,790人	22,562人	△ 2,228人
1人当たり診療単価	13,836円	14,804円	968円
その他収入	11,548百万円	37,699百万円	26,151百万円
【再掲】コロナ関係補助金（病床確保）	－	21,167百万円	－
経常収益	291,890百万円	309,060百万円	17,170百万円

# 評価項目No. 4-1 その他業務運営に関する重要事項

**自己評価 B**

(過去の主務大臣評価 R元年度：B)

## I 中期目標の内容

1. 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。
2. 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。また、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。  
(指標)・有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得ること。⇒第1期から第3期中期目標期間(平成16年度～平成30年度)の研修有益度調査結果の実績値を踏まえ設定。
3. 労災看護専門学校においては、勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。  
(指標)・看護師国家試験合格者を全国平均以上とすること。⇒看護師国家試験合格者の全国平均以上を設定。
4. 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。
5. 質の高い産業保健サービスを提供していくため、産業保健総合支援センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。
6. 障害者の雇用の促進等に関する法律において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。
7. 労働安全衛生融資貸付(職場環境改善等資金貸付)について適切に債権管理等を行うこと。  
(指標)・弁済計画に基づいた年度回収目標額160万円を回収。⇒破産更生債権を除いた債権の年度回収計画に基づき設定。
8. 内部統制については、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうかの点検及び検証、点検等結果を踏まえた必要な見直しを行う等充実及び強化等を図ること。
9. 情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

## II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和2年度		令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度
チーム医療を推進するため、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施する。	研修の有益度 (目標値 85.0%以上)	90.3%	106.2%	106.1%
労災看護専門学校においては、勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成する。	労災看護専門学校生の国家試験合格率 (目標値 全国平均以上)	98.8%	109.3%	110.3%
労働安全衛生融資貸付(職場環境改善等資金貸付)について適切に債権管理等を行う。	労働安全衛生融資貸付債権(破産更生債権を除く。)の回収額 (目標値 160万円)	300万円	187.5%	183.3%

要因分析(実績値/目標値が120%以上又は80%未満)

指 標	要因分析(分類:①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
回収額160万円	② 弁済計画に基づき貸付金残高を四半期毎に通知し、返済残高を確認させることで3社が完済した。



### Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
医療従事者(専攻医・臨床研修医)の確保	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で各地の説明会が中止となる中で、 <u>WEB説明会の開催や独自に作成した臨床研修プログラムの紹介動画を自院ホームページに掲載する等、各労災病院個々の特色等についてPRを行った結果、前年度と同等数の医学生を労災病院の初期臨床研修医として採用するに至り、マッチング率は前年度を上回った(前年度比2.3%増)。</u>
各職種の研修プログラムの検証・充実	<u>電子(WEB)会議システムを活用した形式での研修のノウハウを習得することで、集合研修で行っていたグループワークを電子(WEB)会議システムを活用した研修においても実施可能とする等、相互にコミュニケーションが取れるように研修内容の充実を図り、研修の有用度は前年度を上回った(前年度比0.1%増)。</u>
情報セキュリティ対策の推進	全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文(令和2年度:243回)を発出、情報セキュリティインシデント訓練実施及び情報セキュリティに関する自己点検を実施することで、情報セキュリティ対策の徹底等を行った。また、第三者による情報セキュリティ監査を19施設に実施し、これらの結果に基づき、各施設の情報セキュリティ対策の改善を図った。